

# 小田原市立 足柄小学校 PTA 細則

## 第1章 役員候補者

- 第1条 候補者の選出は次のとおりとする。
1. 任期に会員となることが予定されている保護者より選出する。
  2. 候補者には同意を得なければならない。
  3. 募集を経て選考し決定する。

## 第2章 役員選考メンバー

第2条 本会に役員選考の担当をおき、次期役員候補者を選出する。

- 第3条 選考メンバーは次のとおりとする。
1. 本部役員より担当者を選出する。
  2. 教職員より2名選出する。

## 第3章 プロジェクトチーム

第4条 本会に次のプロジェクトチームをおく。

1. 安全見守りプロジェクト
2. ふれあい広場プロジェクト
3. フリープロジェクト

第5条 各プロジェクト運営メンバーは、会員より選出され、決定する。

第6条 各プロジェクトメンバーの選出は次の通りとする。

1. 任期に会員となることが予定されている保護者より選出する。
2. 立候補および推薦
3. 候補者には同意を得なければならない。

第7条 任期は基本的には1年が望ましいが、年度内の参加・退会は可能である。

第8条 安全見守りプロジェクト  
地域社会の諸団体と連携して、校外における児童の生活と安全を見守る。ただし、見守り活動は全会員で行う。

第9条 ふれあい広場プロジェクト  
地域の諸団体と連携して、ふれあい広場の内容を企画、準備、開催する。また立候補により決定するふれあい広場出店係に出店を依頼する。

第10条 フリープロジェクト  
校内における様々なPTA活動を企画、運営、実施する。

## 第4章 卒業対策委員会

第11条 卒業対策委員はその年度の6年生保護者が立候補または推薦により決定する。  
候補者には同意を得なければならない。

第12条 会計は卒業対策委員内で担当を決めて行う。

第13条 卒業対策費は、PTA会費とは別に6年生保護者より集める。

第14条 卒業対策委員会の会計監査は、卒業対策委員以外の6年生保護者及び学校職員及びPTA本部会計が行う。

## 第5章 経理

第15条 この会の会費集金は次のとおり行う。

1. 毎年度、前期総会後に会費1年分を集金する。
2. 会費には互助会費（保険）、災害対策補助費が含まれる。
3. 会員が途中入会する場合、会費(月割り)を集金する。
4. 会員が途中退会する場合は、会費（月割り）のみを返金する。

第16条 決算時余剰金の取り扱いをつぎのとおりとする。

1. 予算の残高を前期総会までの活動準備金として、次年度に繰り越す。
2. 設備などの故障に備え、設備積立金として積み立てる。設備積立金の残金が30万を切った場合、PTA会費より補填を行う。
3. 設備積立金は、必要時役員会にて用途の有無を決定し、書面、もしくは配信にて会員に共有する。

第17条 互助会障害保険料100円/1世帯。  
本会活動における会員の事故等、万が一の保険料

第18条 災害対策補助費  
災害対策費「災害時保管飲料水の購入」や「災害時児童が必要とする物品購入」等の補助金、およびその他の活動費として、一般会計に組み込む。

保管飲料水は、年度内に一度、購入する。また、一年間で使用しなかった場合は、年度末に全児童へ配布する。

第19条 途中入会および退会時の会費月割り集金・返金

	入会時	退会時
入会・退会が発生する翌月からの算出	月額250円 集金	月額250円 返金

## **第6章 改正**

第20条 この細則を改正する場合、総会において会員の2/3以上の賛成を必要とする(委任状含)。

## **第7章 附則**

第21条 本細則は令和2年3月に制定し、  
4月1日より施行する。  
(組織改革に伴う新細則の公布)

附則1.令和5年5月より施行(設備積立金名称変更)

附則2.令和6年5月2日より施行(会費変更、代表委員会停止)

附則3.令和7年3月14日より施行(余剰金の活用方法変更)

附則4.令和7年5月2日より施行(会費変更、途中入会退会時の会費  
算出方法変更、プロジェクトメンバー任期期間変更)

附則5.令和7年7月15日より施行(卒業対策委員会の新設)